

電気工事士免状の再交付申請手続について

第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状(以下「電気工事士免状」という。)を汚したり、損じたり、又は、失ったりした場合には、電気工事士免状の再交付を受けることができます。(電気工事士免状の交付を受けた都道府県で再交付申請を行ってください。)

なお、電気工事士免状を失ってその再交付を受けた方は、失った電気工事士免状を発見したときは、遅滞なく、電気工事士免状の交付を受けた都道府県に提出しなければなりません。

再交付申請に係る手続は、次のとおりです。

1 申請に必要な書類等

(1) 電気工事士免状再交付申請書

- ・申請書に必要な事項(住所(住民票上のもの)、氏名、生年月日及び電話番号(携帯電話など日中連絡が取りやすい番号))を記入すること。
- ・鉛筆・消えるボールペン等での記入は、不可。
- ・交付番号、交付年月日等がわからない場合は、鉛筆で何年頃交付されたものかを記入しておくこと。

(2) 手数料 岡山県納付済証 2,700円分(申請書に貼付)

- ・手数料は、県庁地下1階の物資部、各県出先事務所(県民局、県保健所、地域事務所)に設置しているPOSレジで支払いできます。手数料支払い時に交付される納付済証シールを申請書の指定欄に貼付してください。

(3) 写真: 1枚(※貼付しないこと)

- ・申請書提出前6月以内に撮影した(縦4cm×横3cm)の大きさで、正面・無帽・無背景のもの。
- ・裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

(4) 電気工事士免状

- ・免状の汚損、破損等で再交付申請する場合、現在所有している電気工事士免状を添付すること。

(5) 返信用封筒(切手は不要)

- ・表面に、希望する郵送先の郵便番号、宛名(住所・氏名)を記載すること。
- ・封筒の大きさは、定型郵便物のサイズのもの。(長形3号(120mm×235mm))

2 提出先・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する場合は、簡易書留にするなど郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表面に「電気工事士免状再交付申請」と朱書きし、封筒の裏面には差出人の「郵便番号、住所、氏名」を記載してください。

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県消防保安課 保安班(岡山県庁2階)

TEL (086) 226-7296(保安班直通)

※受付時間…8:30~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日は受け付けておりません。)

※県下各県民局(地域事務所)では、受け付けておりません。

岡山県手数料等（POS）納付連絡票

| | |
|------|--------------|
| コード | 290000000134 |
| 手続名称 | 電気工事士免状の再交付 |
| 略称 | 電気工事士免状の再交付 |
| 単価 | 2,700 |
| 数量 | |
| 金額 | |


2900000001343

| | |
|-----|-----|
| 確認欄 | 確認済 |
|-----|-----|

■手数料等の納付の流れ

- ①この用紙は、申請等の内容に合わせた手数料等を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付設した「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」です。
- ②本連絡票を収納専用窓口にご持参の上、手数料等を納付いただきますようお願いいたします。
- ③収納専用窓口で手数料等を納付されましたら、**納付済証（シールラベル）を受け取り、申請書等に貼付**の上、申請書類を担当課へご提出いただきますようお願いいたします。

■収納専用窓口（POSレジ設置場所）

| | |
|-------------------------|----------------|
| 本庁地下1階（物資部） | 岡山市北区内山下2-4-6 |
| 備前県民局本館3階（岡山地区猟友会） | 岡山市北区弓之町6-1 |
| 備前保健所1階（おかやま食品衛生協会） | 岡山市中区古京町1-1-17 |
| 備前保健所東備支所1階（東備食品衛生協会） | 和気郡和気町和気487-2 |
| 東備地域事務所2階（地域総務課） | |
| 備中県民局本館1階（倉敷地区猟友会） | 倉敷市羽島1083 |
| 備中保健所本館1階（備南食品衛生協会） | |
| 備中保健所井笠支所別館2階（井笠食品衛生協会） | 笠岡市六番町2-5 |
| 井笠地域事務所第1庁舎2階（地域総務課） | |
| 高梁地域事務所本館2階（地域総務課） | 高梁市落合町近似286-1 |
| 備北保健所本館1階（高梁食品衛生協会） | |
| 新見地域事務所2階（地域総務課） | 新見市高尾2400 |
| 備北保健所新見支所1階（新見食品衛生協会） | |
| 美作県民局本館2階（総務課） | 津山市山下53 |
| 美作保健所1階（津山食品衛生協会） | 津山市椿高下114 |
| 真庭地域事務所本館2階（地域総務課） | 真庭市勝山591 |
| 真庭保健所1階（真庭食品衛生協会） | |
| 勝英地域事務所2階（地域総務課） | 美作市入田291-2 |
| 美作保健所勝英支所1階（勝英食品衛生協会） | |

| 手数料納付済証貼付欄 | ※受付欄 |
|---|------|
| <div style="text-align: center;"> 2 9 0 0 0 0 0 0 0 0 1 3 4 3 [手数料の額 2,700円]</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">左のバーコードをPOS レジで読み込み、手数料 支払い後に発行される 「納付済証シール」を ここに貼付してください。</div> | |

電気工事士免状再交付申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

申請者 住 所

（フリガナ）

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

電気工事士法施行令第4条第1項の規定により電気工事士免状の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 免 状 の 種 類 | 第一種電気工事士・第二種電気工事士・電気工事士 |
| 免 状 の 交 付 番 号 | 岡 山 県 第 号 |
| 免 状 の 交 付 年 月 日 | 昭和・平成・令和 年 月 日 |
| ◎再交付を受ける理由 | 1 免状を汚した。 |
| | 2 免状を損じた。 |
| | 3 免状を失った。 |

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ◎印欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- ※印欄には、記入しないこと。
- 汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。
- この申請書には、写真（この申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入すること。）1枚を添付すること。
- 失った免状を発見したときは、返納すること。